

令和2年（2020年）7月7日

保護者 様

熊本県立阿蘇中央高等学校長
酒井 一匡

令和2年度（2020年度）「熊本県奨学のための給付金」の申請について
熊本県では、全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう高等学校における授業料以外の教育費（教科書費、PTA会費等）の負担を軽減するため、奨学のための給付金制度を設けています。

この給付金は支給されるものであり、返還の必要なく、また奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。つきましては、【通常募集】・【家計急変】の募集案内により確認いただき、**該当する方は、申請書を配布いたしますので各校舎事務室へ御連絡**をお願いいたします。

1 対象者

【通常募集】

次の要件すべてに該当する場合です。

- (1) 高校生（令和2年7月1日在学している者）の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (2) 生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること又は保護者等全員の令和2年度（2020年度）道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯であること。

【家計急変】

家計急変発生日時点で、次の要件すべてに該当する場合です。

- (1) 高校生（令和2年7月1日在学している者）の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること又は生活保護を受給している世帯であること。（ただし、生業扶助が行われている世帯を除く）

※ 家計急変とは①家計急変の事由を確認し（離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業届等の提出）、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（家計急変前の課税証明書の写し等、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士・公認会計士の作成した証明書類など）を提出し、非課税世帯に相当すると証明できること。

※ 保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

3 提出期限

令和2年（2020年）7月20日（月）

【お問い合わせ】

阿蘇校舎 事務：津田

TEL：0967 - 22 - 0070

阿蘇清峰校舎 事務：内古閑

TEL：0967 -22 - 0045